

第 10 回北海道・北東北知事サミット決議事項

- (1) 地方分権の推進について
- (2) 道州制特区推進法の早期成立等について
- (3) 地上放送のデジタル化への円滑な移行について
- (4) 世界遺産の適切な保護と地域の活性化について
- (5) 医師確保対策の推進について
- (6) 自給率向上に向けた食料供給基地からのアピール

地方分権の推進について

今、地方では、少子・高齢化の進展に加え、人口の減少に伴う中小都市の衰退や、過疎化等による中山間地域のコミュニティの崩壊が確実に進行している。

また、若者や中高年の高い失業率に加えて、自殺者数の増加やニート問題など、地域社会の安全と安心が大きく揺らいでいる。

こうした状況を変えるためには、「地域社会のあり方を地域の住民が決める」という住民自治を基本に、行政と住民が協働して課題解決に取り組むシステムを確立する必要がある。

そのためには、現在の中央集権型の行政システムを、住民が自ら政策決定に参加する地方分権型の行政システムに変えることにより、地域の住民が、地域に最も適切な行政サービスを選択できるようにする必要がある。

また、このことが、地域資源の再発見につながり、地域の魅力を最大限に活用した、地域経済の活性化を進めることとなる。

こうした地方分権型の行政システムを実現するためには、「この国のあり方」を根本から見直すという視点に立ち、第二期分権改革を強力に進める必要がある。

我々はこうした認識の下に、以下のとおり決議し、国民及び政府にアピールする。

1 地方分権推進法及び地方分権一括法の制定

この改革を進めるためには、国民の理解と協力が不可欠であり、地方分権推進の基本理念や工程を明らかにするとともに、国と地方の役割分担のあり方などを再整理し、「今後の我が国のあり方」を明確にした法律を制定すること。

2 「地方行財政会議」の設置

政府が地方に関わる重要な政策を立案する場合に、地方の意見を政策に反映させるため、地方分権推進法に、地方と政府の代表者が協議を行う「地方行財政会議」を位置付けること。

3 地方の自立を可能とする権限と財源の移譲

(1) 分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、地方が担う事務と責任に見合う国から地方への税源移譲が重要となる。

これに対応する財源については、既に地方6団体が提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施することにより確保すること。

なお、当面は、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止（一般財源化）

すること。

- (2) 地方税の充実・強化を図り、不交付団体人口の大幅な増加を実現するため、偏在性の少ない居住地課税である、地方消費税と個人住民税の充実・強化を図り、国税と地方税の税源配分を5：5とすること。
- (3) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税総額を確保すること。
また、地方交付税は、地方固有の財源であることを明確にするため、名称を「地方交付税」から「地方共有税」に変更するとともに、財源不足を解消するための法定率の引上げ、「地方共有税及び譲与税特別会計」への直接繰り入れ、特例加算の廃止及び特別会計による借入れの廃止を実施すること。

4 国と地方の行財政改革の推進

地方分権改革は、国民が求める簡素で効率的な行財政システムの構築に不可欠である。

地方はこれまで国に先行して、定員の削減や給与のカットに取り組んできたが、これらの努力を踏まえ、今後の国と地方を通じた行財政改革の推進に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 国と地方が一体となった行財政改革を進めるためには、国と地方の役割分担の明確化 国による関与、義務づけの廃止 国と地方の二重行政の排除 国の地方支分部局の廃止 地方がこれまで求めている国庫補助負担金の廃止など、国と地方の関係の総点検を第一に行うこと。
- (2) 自治体の破綻は住民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、自治体の再建制度の見直しにあたっては、いわゆる破綻型ではなく、再建型の仕組みとすること。

平成18年8月22日

北海道知事 高 橋 はるみ
青森県知事 三 村 申 吾
岩手県知事 増 田 寛 也
秋田県知事 寺 田 典 城

道州制特区推進法の早期成立等について

北海道における道州制特区の取組みは、地方からの提案に基づき国からの権限及び財源の移譲を先行的に実施するものであり、北東北三県においても積極的に支援してきたところである。

第164回国会において、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（以下「道州制特区推進法案」という。）」が上程されたものの、継続審議とされたところである。

今後、政府においては、道州制特区推進法案の早期成立を図るとともに、地方分権の一層の推進を図る観点から、次の点に真摯に取り組んでいくことを強く求めるものである。

- 1 道州制特区推進法案の早期成立に全力をあげること。
- 2 法案で示されている道州制特別区域推進本部には、北海道知事に加え、全国知事会を代表する知事を参画させるなど、地方の声を反映させることができる組織体制とすること。
- 3 今後、特定広域団体がさらなる提案を行う場合にあっては、国としても、地方分権を一層推進する観点に立って対応し、その成果を十分発揮させるよう努めること。
- 4 道州制特区を地方分権のための道州制の実現に向けた第一歩とし、更なる権限移譲や税財源の移譲等に取り組むこと。

また、北海道・北東北四道県においては、あらゆる機会を通じて道州制特区推進法案の早期成立や更なる権限移譲の実現等に向け、一体となって取り組んでいく。

平成18年8月22日

北海道知事 高 橋 はるみ
青森県知事 三 村 申 吾
岩手県知事 増 田 寛 也
秋田県知事 寺 田 典 城

地上放送のデジタル化への円滑な移行について ～ 新たな難視聴地域を発生させないための対策の徹底 ～

地上放送のデジタル化への円滑な移行に向けて、これまで全国知事会における政策要望をはじめ北海道東北地方知事会の緊急提言、昨年の「北海道・北東北知事サミット」における決議、さらには昨年2月に発足した「地上デジタル放送普及対策検討会」(33道府県参加)においても、国、放送事業者に対して適切な対応を求めてきたところである。

こうした状況を背景に、国の情報通信審議会による第三次中間答申(「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」:平成18年8月1日答申)では、2011年7月の全面移行の確実な実現のために、可能なあらゆる手段を介して、全ての視聴者にデジタル放送を送り届ける環境を整備することが不可欠であるとされたところである。

現在、国、放送事業者において、地上放送デジタル化の全面移行に向けた取組が鋭意進められているが、2011年7月までの時間的制約、地方放送局の経営体力の問題、広大な面積と多くの過疎・中山間地域を抱え、アナログ放送受信対策を長年に亘って講じてきた4道県の経緯を踏まえ、我々は、地上放送のデジタル化による新たな難視聴地域を発生させないため、国等の適切な対応を強く求めるものである。

- 1 デジタル化への全面移行の確実な実現に向けて、放送事業者による中継局の整備が促進されるよう、国による公的支援を含めた適切な対策を早急に措置すること。
- 2 中継局によりカバーすることが困難な場合は、情報通信格差が生じないよう、国の責任において、適切な代替方策等を提示するとともに、必要な対策を早急に措置すること。
- 3 アナログ放送時に地方自治体が整備してきた中継局・共聴施設のデジタル化に当たっては、自治体に新たな負担が生じないよう、財政措置など全面的な支援策を早急に講じること。

平成18年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 増田 寛也
秋田県知事 寺田 典城

世界遺産の適切な保護と地域の活性化について

現在、日本では世界遺産（文化遺産、自然遺産）が 13 箇所登録されている。このうち、北海道・東北地方においては、豊かな自然を背景として、「白神山地」（青森県・秋田県）及び「知床」（北海道）が、それぞれ自然遺産に登録されている。また、平成 18 年 7 月には、文化庁の文化審議会文化財分科会において、岩手県の「平泉 - 浄土思想に関連する文化的景観 - 」が、文化遺産として世界遺産に推薦することを了承されたところである。

「平泉」が世界遺産に登録されることになれば、北海道・東北地方は三つの世界遺産を有することとなり、今後、当地域が国内はもとより、国際的にも脚光を浴びる可能性は極めて高くなる。

このため、「北海道・北東北知事サミット」に集う 4 人の知事は、「世界遺産」という共通の用語をもとに、「平泉」の世界遺産登録を支援するとともに、以下の視点に立って、新たな発展可能性を秘めた、この北海道・東北地方の来るべき未来の姿を目指して取り組んでいくことを決議する。

- 1 世界に誇り得る文化遺産及び自然遺産について、これまで先人や地元の人々が大切に守り伝えてきた人類共通の財産であることを改めて認識するとともに、保存管理の気運を盛り上げ、連携しながら将来にわたって保護していくこと。
- 2 これらの文化遺産及び自然遺産の魅力を広く国内外に情報発信することにより、北海道・東北地方の更なるイメージアップを図るとともに、広域連携による観光振興を進めるなど、世界遺産を活用した地域の活性化に努めること。

平成 18 年 8 月 22 日

北海道知事 高橋 はるみ
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 増田 寛也
秋田県知事 寺田 典城

医師確保対策の推進について

少子高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境が大きく変化し、医師の業務が複雑化する中、医師の地域や診療科の偏在、開業志向による病院勤務医の不足など、地域医療を支える医師不足が顕在化しているが、この深刻化する医師不足は、へき地等の診療所だけではなく、地域の中核病院でも生じており、地域医療が崩壊の危機にさらされている。

このような地域の実情を十分に理解の上、医師の地域偏在、診療科偏在を解消するため、次の事項について、実効性のある具体的な対策に取り組むことを強く要望する。

- 1 医師不足地域における大学医学部の入学定員の増員を図るとともに、地域枠の拡大を促進すること。
- 2 自治医科大学の入学定員の増員を図るとともに、原則、各都道府県一律となっている定員枠の弾力的な運用を図ること。
- 3 病院・診療所の管理者となる要件に、医師不足地域における一定期間の診療経験を付加するなど、強制力のある措置を講じること。
- 4 産科・小児科等の医師不足が特に深刻な特定診療科について、実効性のある医師確保策を早急に策定すること。
- 5 病院勤務医や特定診療科における医師不足を解消するため、病院・診療所別、あるいは診療科ごとの診療報酬の抜本的な見直しを行うこと。
- 6 医師の地域偏在を解消するため、全国的に医師の配置を調整する機能を整備すること。
- 7 女性医師が継続して働くことができるよう就労環境の整備や職場復帰支援の仕組みを整備すること。

平成18年8月22日

北海道知事	高	橋	はるみ
青森県知事	三	村	申 吾
岩手県知事	増	田	寛 也
秋田県知事	寺	田	典 城

自給率向上に向けた食料供給基地からのアピール

北海道・北東北3県は、これまでも消費者が求める安全・安心な食料、新鮮で質の高い食料を供給してきており、特に、主要な食料である米、小麦等の穀類や大豆等の供給シェアが高く、平成16年度の都道府県別自給率では4道県すべてが全国5位以内にランクされるなど、日本の食料基地として国民の豊かな食生活の実現に大きく寄与してきた。

また、食の安全・安心、健全な食生活に対する関心が高まりを見せるなど国民の食に対する意識や価値観も変化しつつあり、そうした消費者のニーズに適切に対応していくことが求められていることから、4道県では、環境に配慮した持続性の高い農業生産への転換に積極的に対応している。

こうした中、国は、これまでの農政の在り方を見直し、施策の対象となる担い手を明確にした上で、その経営の維持・発展に軸足を置く「産業政策」へ大きく転換し、今後の農政は、この新しい枠組の下で展開されることとなった。

4道県は、この度の農政改革の意義を踏まえ、新たな経営安定対策等に積極的に対応しながら、日本の食料供給基地として、豊かな自然環境や恵まれた地域資源のもとで、今後とも、担い手の育成、消費者ニーズに対応した生産体制の確立などに努め、国民の期待に応えていく決意である。

本来、国民に対する食料の安定供給は、国民の生命・健康の維持や社会の安定に直結する国家存立の根幹をなすものであり、極めて重要な国の責務である。

食料自給率の向上は国家の基本政策であることから、政府は、国是として、これを早急に50%に引き上げる確かな道筋をつけるべきである。

そのため、食料供給地域の果たしている貢献度を正當に評価し、適切な財政措置を講ずることはもちろんのこと、今回の政策転換を機に、経営安定対策の導入に止まらず、担い手の投資意欲に直接応える思い切った政策手法を取り入れるよう、政府に対して強く主張する。

平成18年8月22日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村申吾
岩手県知事	増田寛也
秋田県知事	寺田典城